

## 草津市文化振興条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 文化振興計画（第6条）

第3章 基本施策（第7条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

#### 付則

草津市は、東海道と中山道が合流、分岐する唯一の宿場町として発展し、ひと、もの、情報が行き交い交流する街道文化が育まれるとともに、先人たちの営みによって、豊かな有形・無形の文化財および琵琶湖や田園などの清らかで美しい景観が、保存、継承されてきました。今日においても、街道文化は人々の生活の中に脈々と受け継がれ、様々な出会いと交流が生み出されることにより、多様な文化や価値観を許容する寛容性の高い社会が形成され、協働による住みよいまちづくりがすすめられています。

文化は、人と人を結び、相互理解を深める営みであるとともに、人の生活を鮮やかに彩り、豊かな人間性を涵養する重要な資源であり、地域で育まれる文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。

私たちは、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることに取り組みます。

そして、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、文化振興に関する基本理念を定め、市民および市の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、書、演劇、舞踊、デザイン、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよび電子機器等を利用したものをいう。）その他の芸術、伝統芸能および芸能（伝統芸能を除く。）、文化財、衣食住に関わる生活文化、地域固有の伝統工芸をいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、学び、発信し、継承し、および享受する活動ならびにこれらを支える活動をいう。

(3) 市民 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第2条に規定する市民をいう。

（基本理念）

第3条 文化振興に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととする。

(1) 文化活動を行う者の自主性および創造性を尊重すること。

(2) 市民が等しく文化に触れることができる機会の充実を図ること。

(3) 文化の創造および発展を促進し、都市の魅力を高めること。

（市民の役割）

第4条 市民は、一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で実践されている多様な文化活動を理解し、および尊重し、ならびに交流を深めるよう努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努めるものとする。

## 第2章 文化振興計画

（文化振興計画の策定）

第6条 市は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化振興計画を策定するものとする。

2 前項の規定による文化振興計画の策定に当たっては、草津市文化振興審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、文化振興計画の変更および評価について準用する。

## 第3章 基本施策

（協働による文化活動の推進）

第7条 市は、市民と市の役割が効果的に発揮できるよう市民との協働（草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号）第2条に規定する協働をいう。）による文化活動の推進に取り組むものとする。

（文化施設の活用および充実）

第8条 市は、文化施設が様々な文化活動の場であるとともに、市民が集い、地域コミュニティを形成する重要な施設であることを踏まえ、施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の活用および充実に取り組むものとする。

（情報の収集および発信の充実）

第9条 市は、市民が文化活動に関する情報を十分に享受できるよう、情報の収集および発信に取り組むものとする。

2 市は、草津市の魅力を市内外に伝えるため、草津市の文化に関する情報を積極的に発信するよう取り組むものとする。

3 市は、効果的に情報発信が行えるよう、その時代に適合した多様な媒体の活用に取り組むものとする。

(文化活動を担う人材の育成および活用)

第10条 市は、文化活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

(子どもおよび若者の文化活動の充実)

第11条 市は、子どもおよび若者の豊かな感性と郷土愛を育むため、子どもおよび若者が文化に親しめる機会の充実に取り組むものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 市は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、これらの者の自主的な文化活動を支援するとともに、参加しやすい環境の整備に取り組むものとする。

(学校等における文化活動の充実)

第13条 市は、学校等における文化活動の充実に図るため、文化に関する体験学習および優れた文化に触れる機会の充実に取り組むものとする。

(文化によるまちづくりの推進)

第14条 市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化を活用することで、課題解決および地域の活性化に結び付け、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

(文化を通じた出会いおよび交流の創出)

第15条 市は、文化の創造および発展を促進するため、世代および地域を超えた市民ならびに分野を超えた文化の出会いおよび交流の創出に取り組むものとする。

(文化的資産の継承および活用)

第16条 市は、先人たちの営みによって創造され、および保存されてきた有形および無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力および価値を高めるための活用に取り組むものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 草津市附属機関設置条例（平成25年草津第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 草津市文化振興審議会 の項中 「(仮称)草津市文化振興条例案に規定すべき事項ならびに」 を削る。